

「開発事業構想書」又は「土石の堆積事業構想書」についての再意見書

横浜市開発事業等の調整等に関する条例の規定により、開発事業構想書又は土石の堆積事業構想書（以下「構想書」といいます。）の内容に対して再意見書を提出することができます。

※ 再意見書の提出方法等については、開発事業者又は土石の堆積事業者より配布された、「開発事業の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ」又は「土砂又は岩石を積重ねる事業（土石の堆積事業）の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ」を御覧ください。

1 構想書の内容についての御意見

御意見を 記入する方	住所	
	氏名	
御意見		

2 御意見に係る開発事業又は土石の堆積事業の受付番号及び所在地

受付番号	第	号
所在地	横浜市	区

3 提出期限

構想書の縦覧期間の満了日（※）まで

※ 横浜市が管理するウェブサイト（<https://kaihatsu.city.yokohama.lg.jp/>）又は現地の標識にて縦覧期間を確認できます。

4 提出先

横浜市の担当部署

※ 横浜市の担当部署にて受付し、開発事業者又は土石の堆積事業者に送付又は交付します。

（注意）

※ 1の「氏名」及び「住所」の欄は、必ず記入してください。

※ 「住所」及び「氏名」の欄は、法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに担当者の方の氏名を記入してください。

※ 「受付欄」は、記入しないでください。

受付欄